

年 月 日

香芝市長

様

住 所

氏 名

㊟

確 認 書

今般 香芝市水道事業給水条例第11条第1項の規定に基づく給水装置の申込みに当たり、下記条項を確認の上、これら条例等を遵守すること並びに協力及び承諾することを約束します。

万一違反しましたときは、給水条例の定めるところにより、給水を停止等されましても一切異議は申し立てません。

記

- 1 給水装置は、善良な管理人の注意をもって管理すること。
(給水装置とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する止水栓、メーター、給水栓等)
- 2 メーターは、公道側に近接する敷地内の柵外で入口付近に設置し、メーターの設置場所に、点検及び修理・取替作業を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けないこと。
- 3 家屋又は家屋の付属建物等の増・改築又は模様替えによって、前項の規定をおかすことになる場合は、直ちに所定の手続をもって市に申請し、上下水道部の指示どおりに改善すること。
なお、これに要する費用は給水装置の所有者又は使用者が全額負担すること。
- 4 非常災害、水道施設の損傷その他公益上必要あるとき、及び法令又は条例により給水制限、停止又は断水等する場合において協力すること。
- 5 敷地境界線からメーターまでの漏水修理、検針業務、メーター取替業務及びその他給水装置維持等において、私有地への立ち入り及び掘削を承諾すること。